令和4年12月20日

松木飯塚 税務情報

NO. 61

令和5年度与党税制改正大綱決定~連年贈与規制は7年遡及で決着、譲渡買換え規制も 消費税インボイス本番へ、軍拡増税で増税大国へ

松木飯塚税理士法人 / 代表社員税理士 松木慎一郎・飯塚美幸 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1 丁目 3 番 10 号 元赤坂レジデンス 1910 URL http://www.mi-cpta.com

令和5年度与党税制改正大綱が、防衛費増税 を盛り込み、令和4年12月16日に決定しました。 自公の絶対多数の力をバックに、軍拡税制へ まっしぐら。大増税時代が始まります。

I 相続·贈与税制

■生前贈与加算3年→7年、100万円非課税

年110万円 4人の子に20年贈与し計8,800万円でも相続税非課税に。そりゃ不公平と、暦年贈与をなくすだの議論されていました。が、さすがにそれはできず、死亡3年以前の贈与を相続税に合算課税する生前贈与加算を、7年へと引き上げることで決着しました。令和6年1月以後贈与から7年分合算とし、延ばした4年分は合計100万円まで合算しない制度へと改正します。当初は民法の特別受益持戻し同様10年案でしたが、国税さんも調査が大変と、7年に。フルに7年課税を受ける相続は令和13年になります。

1. 令和 5 年中の贈与

相続開始日	加算年	100万円控除
~令和8年末	3年分	なし、全額加算
令和9年~	加算なし	

2. 令和6年以後の贈与

相続開始日	加算年	100 万円控除
贈与から3年まで	3年分	なし
贈与から7年まで	7年分	4年合計から控除
贈与から7年以後	加算なし	

■相続時精算課税贈与も年110万円非課税に

贈与者受贈者が選択届すれば、贈与しても累計 2,500万円まで課税なく、相続時に相続財産と合算、贈与税精算する相続時精算贈与課税。

2,500 万円越えると 1 千円贈与でも 200 円課税と、国税側にも面倒な制度を、**令和 6 年 1 月 1** 日以後贈与については、年 110 万円を非課税に。

■教育贈与特例、贈与者遺産5億円超残額課税

銀行等手続で贈与すれば1,500万円まで非課税の特例。廃止論もあった中、少子化対策の遅れが指摘され、延長されました。①令和8年3月末まで延長、②30歳時点での未利用残高に、子孫でも300万円越えると高くなる一般贈与税率

課税、③贈与者相続時に贈与者財産5億円超なら未使用残高相続税課税へと厳しくなります。

■結婚子育で贈与特例、延長も残高に一般税率

銀行等手続で贈与して、子孫の結婚子育て資金贈与を1,000万円まで非課税の特例。①令和7年3月末まで延長しますが、②教育資金と同様50歳での未使用残高には一般税率課税と厳格に。

Ⅱ 譲渡税制(所得税・法人税)

■長期所有土地建物買換、アメとムチさらに

1. その年1月1日で10年超所有土地建物を譲渡、国内の建物や300㎡以上土地へ買換えた場合に利益を圧縮する特例を、令和8年3月末まで延長し、令和5年4月1日以後譲渡については、圧縮割合を次のようにします。(※令和5年改正)

譲渡資産	買換資産	圧縮割合
下記以外	下記以外	80%
集中地域以外	三大都市圏等	75%
集中地域以外	東京 23 区	70%
東京 23 区の本社※	集中地域以外	90%
集中地域以外の本社※	東京 23 区	60%

- 2. 令和6年4月1日以後は譲渡資産·買換資産 の四半期末2月以内の紐付け届出制度に。
- *既成市街地等内→外への買換特例廃止* 一部は上記特例に吸収するのでしょう。
- *低未利用地譲渡は売価 800 万円まで対象に* 令和 5 年 1 月以後 100 万円非課税を拡充です。
- ■3人以上の空き家譲渡は非課税 2,000 万円に 相続人共有者が多い場合には規制します。

Ⅲ 所得税制

- ■1 億円の壁問題に、超高額所得者課税
- ①通常の所得税額と②(総合計所得-3.3億円)×22.5%の差額を追加課税します。
- NISA を最大 1,800 万円まで拡充

令和6年1月から、①積立投資枠年間120万円、 成長投資枠240万円に、②譲渡・配当の非課税限 度額を1,800万円にし恒久化とします。

Ⅳ 将来増税

- 1. マンション評価を市場価格の実態で見直し、
- 2. 令和6年以降、法人税付加税・復興税・たばこ税で増税する既定路線を敷きました。